

中間とりまとめの概要

官製市場の民間開放による

「民主導の経済社会の実現」

平成 16 年 8 月 3 日

規制改革・民間開放推進会議

.官製市場の民間開放の意義

2 .会議としての取り組み

(2)主要官製市場の改革の推進

総合規制改革会議の「アクションプラン」等を踏まえつつ医療、教育、介護の3分野7項目を重点的・集中的に審議。

医療法人を通じた株式会社等の医療機関経営への参入

.主要官製市場の改革の推進

1 医療分野

(2)医療法人を通じた株式会社等の医療機関経営への参入

【具体的施策：平成16年中に措置】

- ・出資者たる株式会社に社員としての地位を付与。社員総会における議決権取得を容認。
- ・医療法人による他の医療法人への出資を容認。
- ・出資額に応じた社員総会での議決権を容認。

【論点】 厚生労働省 当会議

- ・ 医療法人を通じた株式会社等の医療機関経営への参入

全国規模での株式会社の医療への参入については、事業活動により利益が生じた場合には株主に還元しなければならない株式会社の本質によって、「医療費の高騰を招く恐れがある」「利益が上がらない場合の撤退により地域の適切な医療の確保に支障が生じる恐れがある。

医療費の高騰については、いずれの医療機関であっても診療行為は原則保険診療であり、法人形態によって保険診療の価格が上下し、医療費に致命的な影響を与えるとは考えられない。

また、利益が上がらなければ撤退するという主張は、現行の医療法人でも経営状態が悪化し、倒産する例もあり、株式会社に限った話ではない。